

摂津市議会

民生常任委員会記録

平成19年12月11日

議 会 事 務 局

目 次

民生常任委員会

12月11日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第56号所管分の審査	2
補足説明（保健福祉部長）	
質疑（南野委員、山崎委員）	
議案第58号の審査	6
質疑（南野委員、山崎委員）	
採決	8
閉会の宣告	8

民生常任委員会記録

1. 会議日時

平成19年12月11日(火) 午前10時 開会
午前10時35分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 安藤 薫 副委員長 上村高義 委員 山崎雅数
委員 藤浦雅彦 委員 南野直司

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正
保健福祉部長 佐藤芳雄 同部次長兼福祉総務課長 登阪 弘
同課参事 北埜保紀 高齢者障害者福祉課長 堤 守
同課参事 小矢田博子 こども育成課長 稲村幸子
同課参事 船寺順治 国保年金課長 野村眞二

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 野杵雄三 同局次長代理 日垣智之

1. 審査案件(審査順)

議案第56号 平成19年度摂津市一般会計補正予算所管分
議案第58号 平成19年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算

(午前10時 開会)

○安藤委員長 おはようございます。

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

本日は、年末何かとお忙しい中、民生常任委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

きょうは、きのうの本議会で当委員会に付託されました一般会計の補正予算所管分のほか1件、ご審議を賜ることになりますけれども、どうぞ慎重審議の上、ご可決賜りますよう、よろしく願ひいたします。

いつものとおり、私は退席をいたしますけれども、在庁いたしておりますので、どうぞよろしく願ひいたします。

○安藤委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は南野委員を指名いたします。

審査の順序につきましては、先に、議案第56号所管分の審査を行い、次に、議案第58号の審査を行うことに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○安藤委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○安藤委員長 再開します。

議案第56号所管分の審査を行います。

補足説明求めます。

佐藤保健福祉部長。

○佐藤保健福祉部長 おはようございます。

それでは、議案第56号、平成19年度摂津市一般会計補正予算第3号のうち、

保健福祉部に係る部分につきまして、目を追って補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、10ページ、款14、国庫支出金、項1、国庫負担金、目1、民生費国庫負担金は、障害者自立支援法に基づく重度訪問介護に係る居宅介護等給付費負担金の増額及び国民健康保険基盤安定負担金の確定に伴うものでございます。

款15、府支出金、項1、府負担金、目1、民生費府負担金は、国庫負担金と同じく、重度訪問介護に係る居宅介護等給付費負担金の増額及び国民健康保険基盤安定負担金の確定に伴うものでございます。

11ページ、項2、府補助金、目2、民生費府補助金は、障害児を育てる地域の支援体制整備事業分として、障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金が交付されるものでございます。

12ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目1、雑入の施設事務費返還金は、高槻温心寮に係る会計検査院の生活保護費の実地検査に伴う返還金でございます。

続きまして、歳出でございますが、14ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費の水道事業会計繰出金は、水道料金減免の対象者の増によるものでございます。

19ページ、款3、民生費、項1、社会福祉費、目1、社会福祉総務費は、障害者自立支援法に基づく重度訪問介護に係る給付費のほか、事業費確定に伴う過年度分国庫返還金を計上いたしております。

また、国民健康保険特別会計繰出金は、保険基盤安定繰出金及び国保財政安定化支援事業繰出金の確定に伴うものでございます。

20ページ、目5、身体障害者福祉費

は、事業費確定に伴う過年度分国庫返還金でございます。

20ページから21ページ、項2、児童福祉費、目1、児童福祉総務費は、障害児を育てる地域の支援体制整備事業に係る療育器具及びそれに付随する消耗品の購入の経費を計上いたしております。

また、過年度国庫府費返還金は、保育所運営費負担金に係る昨年度の精算による国庫府費返還金でございます。

目4、母子福祉費は、母子家庭自立支援給付金事業補助金に係る、昨年度の精算による国庫返還金でございます。

22ページ、項3、生活保護費、目2、扶助費は、昨年度の生活保護費国庫負担金の精算返還金等でございます。

以上、補正予算内容の説明とさせていただきます。

○安藤委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

南野委員。

○南野委員 おはようございます。

それでは、何点かお聞かせいただきたいと思うんですけれども。

まずは、10ページの、国庫負担金、府負担金ともに、今回、居宅介護等給付費負担金について増額補正されておりますが、この居宅介護等給付費負担金についてでございますけれども、障害者自立支援法の施行前は、国庫補助金の居宅生活支援補助金として、障害児、身体障害者、知的障害者のそれぞれで計上されていたのが、障害者自立支援法の施行に伴って、国庫負担金として新たに居宅介護等給付費負担金ということで計上されていると認識するんですけれども、この障害者自立支援法施行前と施行後、ちょっと予算書、決算書等々を見ておりましたら、この部分に関しては減額になっているということで私自身認識してるんですけれ

ども、この点、自立支援法の影響等、どのように変わってきたのか、ここでちょっとお聞かせいただきたいと思います。

もう1点は、11ページの、先ほど、補足説明もあったんですけれども、障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金ということで、この補助金に関して、ちょっと中身の方を詳しくお聞きしたいなと思います。

もう1点は、19ページの、これも補足説明であったと思うんですけれども、重度訪問介護給付費ということで、439万9,000円の増額補正を計上されておられますが、この給付費に関しても、ちょっと中身の方をお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○安藤委員長 じゃあ、答弁お願いします。

堤課長。

○堤高齢者障害者福祉課長 それでは、私の方から、南野委員のご質問のありました、居宅介護の負担金の増と、それから、重度訪問介護給付費の増額補正について、これを一括してご説明させていただきます。

まず、居宅介護等給付費負担金でございますが、これは、今、後の方で申し上げました重度訪問介護給付費の財源でございます。まして、障害者自立支援法の施行に伴いまして、障害福祉サービスに係る自立支援給付費ということで、今回新たに設けられたものでございます。

重度訪問介護と申しますのは、重度の肢体不自由児者で、常に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うものでございます。

それで、重度の肢体不自由児者の方であって、常時、介護を要する障害者の方

に対して給付するサービスでございます。

それに対する財源といたしまして、国庫が2分の1、これが10ページの民生費国庫負担金でございます。それに対する4分の1が府支出金の府負担金になっております。この分は、お一方の方が決定をされたらと。4か月分のお一方の分でございまして、それに伴う国庫府費の財源でございます。

ですから、ご質問でございましたように、減額等になっているわけではなくて、今回、この方がお一人決定されたことに伴う追加補正措置でございますので、よろしくお願いいたします。

○安藤委員長 稲村課長。

○稲村こども育成課長 障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金の内容につきましてご説明させていただきます。

障害者自立支援法の円滑な実施を図るためということで、この臨時特例交付金の事業が実施されるということになりました。

この交付金の中に、制度改正に伴う緊急的な支援といたしまして、障害児を育てる地域の支援体制整備事業というのがございます。この事業につきましては、障害児を育てる親の育児不安の軽減を図るとともに、相談支援の充実を図るというようなことを目的といたしております。

この事業の内容といたしまして、相談支援の場における、障害早期発見のための療育器具の整備あるいは遊具の設置などに対して補助がなされるということになっております。

補助割合といたしましては、10分の10ということで、国の方が全額補助ということになっておりまして、18年度、19年度、20年度の3か年の事業ということになっております。

今回、家庭児童相談室の方でこの療育器具を整備したいということで、こういう機会をとらえまして、一層、障害を持つ子どもたちの療育に対して、あるいは親御さんの相談支援に対して充実を図っていこうということで、備品ですとか消耗品についての予算を補正として上げさせていただきますいております。

○安藤委員長 南野委員。

○南野委員 ご説明いただきまして、わかりました。

以上です。

○安藤委員長 ほかに。

山崎委員。

○山崎委員 南野委員も聞いていただきましたので、私の方から2点ほどお聞きしたいと思います。

同じ11ページの、障害者の自立支援対策特別基金ということなんですけれども、これはどういった性質のものか、もう少し突っ込んでお話ししていただければと思っております。

この消耗品と備品の購入に充てたということにもなるんですけれども、これが地域支援事業として必要なもので、これがないと上がってきたものかどうかというようなことも、ちょっとお聞かせ願えればと思っております。

それから、22ページの、扶助費の返還金2,945万円ということで、これがちょっと多いのか、少ないのか、私も、過年度含めてちょっとわからないんですけれども、この中身の方もお聞かせ願えればと思っております。

○安藤委員長 登阪次長。

○登阪保健福祉部次長 生活保護費に係ります過年度分の国庫返還金等につきまして、その内容についてご説明申し上げます。

中身につきましては二つございまして、

一つは、平成18年度の生活保護費の国庫負担金の精算でございまして、これにつきましては、当初、14億4,664万8,000円の交付決定をいただいていたわけですが、実際の額が14億1,738万7,125円ということで、その差額が2,926万875円。それから、先ほど、ちょっと補足説明で申し上げましたように、高槻温心寮に係ります会計検査院の実施検査に伴う返還金がございまして、この分が、国庫返還金で14万2,283円、それから、府費返還金で4万7,427円、この部分につきましては雑入で返ってきているということになります。当初、予算1,000円がありますので、その差し引きといたしまして、返還金としまして2,944万9,585円となっております。

○安藤委員長 稲村課長。

○稲村こども育成課長 障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業費の補助金でございますけれども、これにつきましては、今回の補正に上げさせていただいています備品でございますが、その内訳といたしましては、例えば、検査用具ですね、お子さんの障害を判定するような用具なんですけれども、認知評価システムというような検査用具を新しく入れるということになっております。

ほかの知能検査に関します検査用具などを合わせまして30万円ほどの備品を組んでおります。また、そのほかに、療育器具といたしまして、感覚統合の訓練をするような、スイングと言うんですけども、ブランコのようなものです。体を揺らすような、そういうような器具に対しても予算を組ませていただいております。

そのほかに、ADHD、LDの方に対して、スクリーニングをするようなテス

トの検査器具ですとか、あるいはそれに伴った消耗品ですとか、そういうものも上げさせていただいております。

この補助金がなければ予算はどうなったのかというご質問でございましたが、日ごろから、検査の場面あるいは療育の場面で必要だというふうに感じてきたものではございますが、なかなか予算の関係で、今まで入れられなかったものが、今回、こういうような交付金が出るということになりまして、それに伴って事業を充実させていこうということで、予算を補正としてお願いしたものでございます。

これが各保健所管内に交付されるということになっておりまして、ここでしたら、茨木保健所管内ということで、摂津市、茨木市、島本町の中でこの交付金を分け合っていくということで、この三者での協議も必要でございましたので、19年度の予算編成の時期には間に合わなかったのですけども、こういった形で充実をさせていただくということで、年度の途中ではございますが補正で上げさせていただきました。

○安藤委員長 山崎委員。

○山崎委員 先ほど、この特別補助金ということで、年度を限ってという話も出てましたので、これ、消耗品も買われているということであれば、この児童相談室、継続をずっとしていく中では、予算措置、これからも必要になってくる項目になってくるんですね。これをまた、だから、今後、一般の普通の会計で予算に上がってくると、消耗品に関してはそういうふうに考えてよろしいんですか。

○安藤委員長 稲村課長。

○稲村こども育成課長 一部につきましては、今後も消耗品として上げていくということになろうかと思っております。

○安藤委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤委員長 質疑がないようです。

それでは、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時20分 休憩)

(午前10時21分 再開)

○安藤委員長 再開します。

議案第58号の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略して、質疑に入ります。

南野委員。

○南野委員 1点だけお聞かせいただきたいと思います。

6ページ、雑入ということで、雑収入2,505万9,000円ということで計上されておるんですけども、その中身について、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○安藤委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 雑入の2,505万9,000円の中身についてというご質問でございます。

まず、国民健康保険の特別会計に限らず、予算の性質として、歳入歳出が均衡されているものという大前提がございます。その中で、この国民健康保険の特別会計の性格といたしまして、歳出でございますね、保険給付費であるとか、老健の拠出金、介護の納付金等々の支払いをするためにという言い方が適当かどうかわかりませんが、その支払いのための歳入として、国庫支出金であったり、府の負担金、共同事業の交付金であったりという部分を差し引いて、残りを保険料で賄うという性格のものでございます。

その中で、収入として、本来、委員ご指摘のように、雑入部分についても、確実なものを見込むというのが大原則であろうかと思いますが、今の時点では、歳

出部分と歳入の収支を合わせるという意味での雑入という形になっておりますので、確実性のあるものかどうかというのは、今の時点では正直申し上げられないというものでございます。具体的に中身というのはちょっとございませんので。

以上です。

○安藤委員長 南野委員。

○南野委員 わかりました。

○安藤委員長 ほかにございますか。

山崎委員。

○山崎委員 今の説明を聞かせていただきまして、余り突っ込む気はないんですけども、ここで、雑入ということで、これが残れば、つまりは赤字になるという見込みのものというふうな考え方をしてよろしいのかなと思うんですが、また、もし言及していいものなら、そういうふうにお答えいただいたらいいと思うんですが。

9ページの方、款7の諸支出金、これも同じようなあれなんですけれども、この償還金の中身をちょっとお聞かせ願いたいなと思います。

○安藤委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 まず、1点目の、雑入については、委員のお見込みのとおりでございます。

次、2点目に、償還金の中身でございますが、こちらの方につきましては、国庫負担金等の過年度分の精算分という形で今回上げさせてもらっております。

具体的な中身につきましては、国庫支出金に係る部分でございますが、療養給付費負担金の過年度分の精算金といたしまして4,345万5,683円となっております。そして、同じく国庫支出金に係る部分でございますが、調整交付金の精算部分ということで、こちらが3,088万4,000円となっております。

そして、府支出金に係る部分でございますが、老人医療の波及分の過年度精算分が18万4,017円、そして、同じく府支出金でございますが、障害者医療の波及分、過年度精算金ということで43万1,365円となっております。

そして、療養給付費交付金の精算分ということで、これは6月議会のときに補正をお願いしておいた部分でございます。これも、退職者に係る過年度の精算金でございますが、この部分の額が確定したことによる不用額といたしまして3,260万911円、こちらの方が不用となりまして、療養給付費交付金の精算額といたしましては、最終、8,739万9,089円という形になっております。

○安藤委員長 山崎委員。

○山崎委員 11月決算のときに途中で報告もありましたけれども、交付金の精算部分、あの部分がもうこれにも入っているわけですか。

うなずいていただきましたので、そういうふうに理解します。

また、来年、老人医療の部分で、だから、後期高齢の会計が起き上がってくる、繰り入れの部分が入ってくるんだと思うんですけども、この辺の実務で、このあたりが途中大変になってくるのかなという気はするんですけども、こういった部分の影響とかいうのは、老人医療の返還金などもあるんですけども、どういうふうに見ておられるのか、ちょっとまたお聞かせ願えればと思います。

○安藤委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 老人医療にかかわる部分ということで、国保の方の老人医療費の拠出金ということでの質問ということで理解させてもうてよろしいですか。

老人医療に係ります国保からの拠出金

でございますが、こちらの方は、例年ですと、当該年度の概算分で拠出する部分と、あと、2年前の部分の精算に係る部分をトータルして、拠出金という形でやっておりますが、まず、来年度どうなるかということにつきましては、概算分につきましてはですが、後期高齢の制度が始まるのが4月からということになります。医療費の支払いの関係につきましては、国保も老人保健医療もそうですが、3月、2月の会計の支払いとなっております。その関係上、4月からスタートということで、既にもう3月分が20年度に係ってくるということで、20年度については、3月分、1か月に係る概算分の拠出金というのが発生してきます。

それと、2年前の精算部分が老健の拠出金の中で出てくるという形になりますので、予算の形態といたしましては、今回のこの償還金という形ではなく、老健の拠出金自体の項目がまだ残りますので、その中での過年度分の精算と、3月1か月分の概算の拠出が行われる予定となっております。

○安藤委員長 山崎委員。

○山崎委員 では、つまり、来年の4月以降も、老健の拠出金が3月分きれいに終わるまで残って、4月分の、要するに、後期高齢者の医療保険の方への拠出金とか、負担金の方が4月分から起き上がってくるというふうに考えてよろしいんですね。

すいません、以上です。

○安藤委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤委員長 それでは、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時31分 休憩)

(午前10時34分 再開)

○安藤委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤委員長 討論なしと認め、採決いたします。

議案第56号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第58号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前10時35分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

民生常任委員長 安藤 薫

民生常任委員 南野直司